

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

福岡県国民健康保険団体連合会が実施する「訪問健康相談事業」について

今般、福岡県国民健康保険団体連合会より、頻回受診者等の自宅を保健師等が訪問し、健康管理や日常生活の中での健康づくりの助言・相談を行うことにより、日常生活での健康づくりを促し、併せて適正な受診を図ることを目的とした「訪問健康相談事業」を本年 7 月より開始する旨、別添のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本会におきましては、本事業が受診抑制につながることを細心の注意をいたくよう申し入れたところであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事業内容及び対象者

頻回受診者の自宅に保健師等が訪問し、健康管理や日常生活の中での健康づくりについて、専門的な指導・助言を行うことにより、日常生活での健康づくりを促し、併せて適正な受診を図るもの。

2. 事業実施期間

平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月

3. 対象者

70 歳～74 歳の国民健康保険の被保険者で、同一月内に同一診療科に多数回（原則 15 回以上）の外來受診があり、かつ 3 ヶ月連続するものであって、訪問指導の承諾を得たもの。

※がん患者及び精神疾患の患者及び透析患者など、当然に他受診を必要とする方については対象外です。

4. 訪問対象者数

約 730 人

5. 事業実施市町村（予定）

県内 34 市町村

6. 事業の実施（業者委託先）

株式会社 日本医事保険教育協会

福 国 保 連 第 873 号

平成 26 年 5 月 13 日

公益社団法人 福岡県医師会

会 長 松 田 峻 一 良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理 事 長 井 上 保 廣

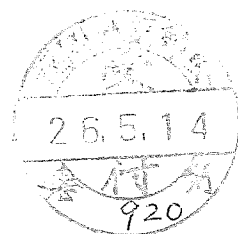
「訪問健康相談事業」の実施について（依頼）

時下、貴職におかれましては、ますますのご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会におきましては、平成 26 年度から新しい取り組みとして「訪問健康相談事業」を平成 26 年 7 月から開始することとしております。

つきましては、関係郡市医師会様への周知等につきまして、ご配慮をお願いするとともに、同事業の円滑な実施にご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。



平成 26 年 5 月 12 日

平成 26 年度 訪問健康相談事業の概要

1. 事業名

平成 26 年度訪問健康相談事業

2. 目的

医療機関へ頻繁に受診している方に対し、保健師等が訪問し、健康管理や日常生活の中での健康づくりについて、専門的な指導・助言を行うことにより、日常生活での健康づくりを促し、併せて適正な受診を図るもの。

3. 事業実施期間

平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月

■事業日程(予定)

	H26/4 月	H26/5 月	6 月	7 月	H27/2 月	3 月
1. 訪問業者の選定・契約	↔					
2. 事業内容等打合せ(対業者)		←→	→			
3. 委託市町村契約手続き			↔			
4. 事業実施				←→	→	
5. 事業評価・検証					←→	

4. 訪問健康相談対象者

① 訪問対象者

国民健康保険の被保険者で、同一月内に同一診療科に多数回（原則 15 回以上）の外來受診がありかつ 3 ヶ月連続するものであつて、訪問指導の承諾を得たものを訪問相談対象者とします。

ただし、癌患者及び精神疾患の患者など告知に問題があるもの及び透析患者など当然に多受診を必要とするものを除くこととします。

② 訪問対象者の年齢

70 歳～74 歳

③ 訪問対象者数

約 730 人

5. 事業実施市町村（予定）

県内 34 市町村

6. 事業の実施

(1) 訪問委託業者

株式会社 日本医事保険教育協会（本 社：熊本市中央区辛島町 3-20）

（事業本部：福岡市中央区天神 1 丁目 9 番 17 号）

(2) 訪問相談の内容

① 療養上の日常生活指導

- ・訪問指導員は対象者が病状について、どのように認識しているかを把握し、必要な助言等を行う。
- ・疾病等に応じ、必要な日常生活（食事・栄養・運動・予防等）の指導を行う。

② 対象者の身体状況、生活環境等の観察を行い、健康の保持増進等に関する助言などを行う。

③ 受診、健診及び服薬等に関する支援、指導等

- ・検査や薬剤等が重複することによる身体への影響等の説明を行う。
- ・全国で実施されている特定健診等の必要性、有効性について説明を行う。

④ 訪問対象者やその家族からの質問や疑問に答えるとともに、必要な場合には家族への健康相談、助言を行う。

⑤ その他、上記以外の健康、疾病予防に関する助言を行う。

○郡市医師会別委託市町村

医師会名	保険者名
福岡市医師会	福岡市
朝倉医師会	朝倉市
飯塚医師会	飯塚市
	桂川町
浮羽医師会	久留米市田主丸町
大川三潯医師会	久留米市三潯町・城島町
大牟田医師会	大牟田市
	みやま市高田町
小郡三井医師会	久留米市北野町
	小郡市
遠賀中間医師会	中間市
	芦屋町
	水巻町
	岡垣町
	遠賀町
粕屋医師会	宇美町
	篠栗町
	須恵町
	新宮町
	古賀市
久留米医師会	久留米市 4 町以外
田川医師会	赤村
筑紫医師会	筑紫野市
	春日市
	太宰府市
直方鞍手医師会	直方市
	宮若市
豊前築上医師会	豊前市
	上毛町
京都医師会	行橋市
	みやこ町
宗像医師会	宗像市
	福津市
柳川山門医師会	柳川市
	みやま市瀬高町・山川町
八女筑後医師会	八女市
	筑後市
	広川町